

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年4月9日 05時40分ごろ
発生場所	新潟県新潟市北区太夫浜北方沖 阿賀野川口灯台から真方位046° 1.2海里付近 （概位 北緯37° 58.4′ 東経139° 09.2′）
事故の概要	漁船 ^{りゅうお} 龍桜丸は、揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年5月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 龍桜丸、1.15トン
船舶番号、船舶所有者等	NG3-12825（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高 0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、太夫浜北方沖約300m、水深約5～8mの漁場で、船首を北西方に向け、前日に仕掛けた刺し網（高さ約5m×長さ約100m、重量約30kgの網部の両端部に重量約8kgの錨を付属）の揚網作業を開始した。</p> <p>船長は、網部の引揚げを終え、残っていた錨を左舷正横から引き揚げることができず、錨の引き揚げを容易にする目的で錨頭に結索した索と連結したアンカーブイが右舷側にあったので、同ブイを船尾から左舷側にまわそうとしていたところ、船首が徐々に南西方に回頭して風浪とともにうねりを右舷正横から受けるようになり、海水が乾舷を越えて流入し、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した船内から脱出し、陸岸まで約400m泳いだ。</p> <p>本船はデッキ張りではなく、船内に入った海水は船底に滞留する構造であった。</p> <p>本船の船体中央部の乾舷は、約50cmであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、後日、北海道森町沖で発見された。</p>
分析	本船は、波高0.5～1.0mのうねりのある状況下、刺し網の錨の引き揚げ作業中に船首が南西方に回頭して風浪とともにうねりを右舷正横から受けたことから、乾舷を越えて海水が流入し、復原力を喪失して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高0.5～1.0mのうねりのある状況下、刺

	<p>し網の錨の引き揚げ作業中に船首が南西方に回頭して風浪とともにうねりを右舷正横から受けたため、乾舷を越えて海水が流入し、復原力を喪失して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、風浪がある場合、気象・海象状況を観察し、漁網の錨の引き揚げ作業中、船首を風浪に立て、船首部から錨等を引き揚げること。